

納付方法と通知書発送のお知らせ

税務課税制係 ☎ (63) 2117

保険制度は皆さんの保険税(料)で支えられています。納期限内に必ず納めましょう。

納付方法

①普通徴収

納付書または口座振替による納付です。納付書を7月15日(水)に送付します。納期限は右の表の通りです。口座振替の場合は、納期限日に振り替えます。

②特別徴収

年6回、偶数月の年金の定期払いから天引きします。特別徴収開始通知書も7月15日(水)に送付します。普通徴収から特別徴収に変わる場合は、10月から切り替わります。

納期限		
第1期	令和 2年	7月31日(金)
第2期		8月31日(月)
第3期		9月30日(水)
第4期		11月 2日(月)
第5期	令和 3年	11月30日(月)
第6期		12月28日(月)
第7期		2月 1日(月)
第8期		3月 1日(月)

納付方法の変更

後期高齢者医療保険料と国民健康保険税は、特別徴収から普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。希望する人は、口座振替をする預金通帳、通帳の届出印、保険証を持参し、納税課納税管理係(市役所本館1階③番窓口☎(63)2116)で手続きをしてください。

※納付状況等により、変更が認められない場合があります。
※手続き後、納付方法が変わるまで時間がかかります。

新型コロナウイルス感染症に伴う 保険税(料)の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が昨年より3割以上減少する見込みの場合は、申請により保険税(料)が減免になる可能性があります。該当する場合は税制係にご相談ください。

介護保険料

介護保険は、40歳以上の人が入会する支え合いの制度です。40~64歳の方は加入する健康保険税(料)の一部として、65歳以上の方は介護保険料として市に納めます。年金の受給額などにより、徴収方法が変わります。

※令和2年度は、市民税非課税世帯(第1段階から第3段階)の保険料の公費軽減が拡充されました。

○特別徴収になる人 年金の年間受給額が18万円以上で、年金を担保にしていない人。

※年度途中で65歳になった人・転入した人、老齢福祉年金・恩給のみを受給している人、特別徴収が中止になった人は普通徴収になります。

国民健康保険税

国民健康保険は、自営業や会社を辞めた人が加入する制度です。納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していても、世帯に国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に届きます。

※令和2年度分の税率は、前年度と変更はありませんが、賦課限度額が変更になりました(最高89万円から96万円に変更)。

※令和2年度は軽減制度の対象が拡大されました。詳しくは、税制係へお問い合わせください。

○特別徴収になる人 次の全てを満たす人

- ・介護保険料が特別徴収されている
- ・世帯主が国保に加入している
- ・世帯主の年金受給額が年額18万円以上
- ・国保税と介護保険料との合計金額が、天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない
- ・世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満(世帯主を含む)

※世帯主が年度途中で75歳になる場合は普通徴収です。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療は、75歳(一部65歳)以上の方が加入する制度で、保険料は本人が負担します。

※令和2年度の料率は、前年度と変更はありませんが、賦課限度額が変更になりました(最高62万円から64万円に変更)。

※令和2年度は、均等割額の軽減特例措置が、世代間の負担の公平を図る観点などから、本来の軽減割合となるように見直されます(8割軽減が7割軽減、8.5割軽減が7.75割軽減に変更)。

○特別徴収になる人 次の全てを満たす人

- ・介護保険料が特別徴収されている
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計金額が、天引き対象となる年金受給額の2分の1を超えない

※年度途中で75歳になった人・転入した人、障害認定により後期高齢者医療保険に切り替えた65歳以上の方は普通徴収になります。